

令和5年度の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当と保険料減免について

国より「新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」(令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の新型コロナウイルス等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付ける方針が示されたことを踏まえ、同日以降に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金と令和5年度は保険料減免についての財政支援は行なわないとの通知がありました。

そこで、当国保組合は、次のとおり対応します。

○令和5年度の新型コロナウイルス感染症に係る対応について

項目	令和5年度の対応	備考
新型コロナウイルスに係る傷病手当	発症日が令和5年4月1日～5月7日までは、現行どおりで対応します。 なお、申請時効は、1年間です。	5月8日以降は、通常の傷病手当(入院した場合)対応となります。
保険料減免	令和5年度分の受付は、行いません。	